

認可外保育施設を運営している
事業者向け

本年10月から

幼児教育・保育の**無償化**がスタートします。

★無償化の対象は「保育が必要」な利用者のみです。

- 無償化の対象となるには居住する市町村から保育の必要性の認定を受けた方のみです。
- 「保育の必要性の認定」については、就労等の要件があり、利用者が市町村に申請します。

★無償化には上限額があります。

- 無償化の上限額は以下の通りです。
3～5歳児クラス・・・月額3.7万円まで
0～2歳児クラス・・・月額4.2万円まで(住民税非課税世帯のみ対象)
- 利用者が市町村所定の請求書に必要事項を記入し、利用する認可外施設が発行する請求書等を添付して、市町村に申請します。

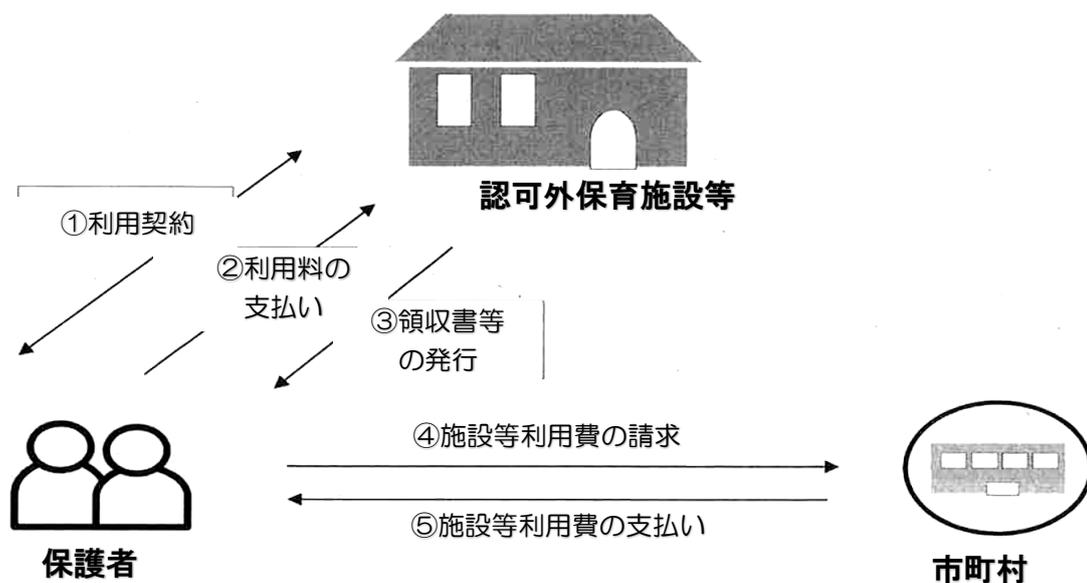
★都道府県等への届出が必要です。

- 認可外保育施設(地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等含む)として無償化の対象となるには、都道府県等に届出を提出することが必要です。
- 上記に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を実施する場合も無償化の対象です。

★国が定める基準を満たすことが必要です。

- 無償化の対象となるには、国が定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たすことが必要です。(ただし経過措置として5年間の猶予期間を設定)
- 5年間の猶予期間中、無償化の対象施設が市町村によって異なる場合があります。

基本的な手続きのイメージ



※利用者が保育の必要性の認定を受けていない場合、まず利用者から市町村に申請が必要です。

※利用者はこれまでどおり利用する施設に利用料を支払い、市町村に施設利用料を請求します。その後市町村から施設利用料が保護者に支払われます。

※無償化の対象は保育料です。

通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担になります。保護者に対しては、保育料と通園送迎費が区別できる領収書等を発行してください。

※保育料を変更する場合は、その内容及び理由の掲示と保護者への説明が必要です。質の向上を伴わず、無償化の対象者の保育料のみを引き上げるなど、無償化に伴う理由のない保育料の引き上げはできません。

《問い合わせ》

扶桑町役場 福祉児童課 TEL0587-93-1111 (代表)

☎480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町高雄天道 330